

○ 政策目標5－1：内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

### 1. 政策目標の内容

関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案しながら 関税率の設定・関税制度の改善等に努めます。

### 2. 評定の概要

#### (1) 政策目標の設定

「S 目標達成」

#### (2) 施策の設定

##### ○ 政5-1-1 適切な関税改正の実施

「S 目標達成」

[定量的な測定指標の達成度]

・[主要] 政5-1-1-B-1 適切な関税改正の実施 「○」

##### ○ 政5-1-2 特殊関税制度の適正な運用

「S 目標達成」

(注) 評定の評定の詳細については、政策評価書の「評定の理由」等をご参照ください。

### 3. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

#### ○ 政5-1-1:適切な関税改正の実施

(1) 関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関する記載を求めました。平成27年度関税改正要望として、農林水産省、経済産業省及び財務省より暫定税率等の適用期限の延長が、内閣府、文部科学省及び厚生労働省より子ども・子育て支援新制度に伴う税制上の所要の措置が、厚生労働省より医薬品医療機器等法上輸入が禁止される指定薬物の輸入してはならない貨物への追加に関する要望が提出され、当該要望の精査に当たっては、関係府省の政策評価結果を活用しました。また、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取しました。

(2) 関税・外国為替等審議会において、平成26年10月から、計4回にわたり検討が重ねられ、同年12月30日、平成27年度における関税率及び関税制度の改正に係る答申が取りまとめられました。

(3) 本答申を踏まえて策定した関税改正案を「平成27年度税制改正の大綱」に盛り込みました。

(4) これらを踏まえて作成した関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を、平成27年2月17日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年3月31日に成立・公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されています。

主な平成27年度関税改正の背景及び概要は以下の通りです。

#### イ 適切な関税率の設定

##### 内外の経済情勢の変化等への対応

国内産業の保護の必要性や国内需要者のニーズ、消費者への影響等を勘案しつつ、社会・経済情勢の変化を踏まえ、個別品目の関税率の設定等を行いました。

##### 【改正概要】

###### 暫定税率等の適用期限の延長等

平成27年3月31日に適用期限が到来する暫定税率（431品目）並びに特別緊急関税制度及び牛肉等に係る関税の緊急措置（牛肉の発動基準数量の算出基礎の特例を含む。）について、これらの適用期限を1年延長とともに、アルコール製造用糖みつ（2品目）の暫定税率を廃止しました。

#### ロ 関税制度の改善

##### (i) 税関における水際取締りの強化（指定薬物の輸入してはならない貨物への追加）

危険ドラッグ乱用者による事故の増加等が深刻な社会問題となっていることを背景に総理指示の下で策定された「緊急対策」の下、政府一体となって指定薬物対策を推進しています。

中枢神経系の興奮・抑制・幻覚作用を有するおそれ等がある薬物として医薬品医療機器等法上指定された薬物（「指定薬物」（医療等の用途に供するものを除く。以下同じ。）は、同法により輸入等が禁止されており、従来は、税関が輸入貨物中に指定薬物を発見した場合輸入を許可せず、必要に応じ、厚生労働省又は警察等の捜査機関に通報することにより対応していました。

指定薬物を覚醒剤等と同様に関税法上の「輸入してはならない貨物」として規定することにより次の措置が講じられることとなり、税関による指定薬物の水際取締りの強化を図ることができます。

- ① 輸入されようとする指定薬物を、税関長が直ちに没収して廃棄することができる。
- ② 税関は、単に関係機関に通報するにとどまらず、関税法上の実体規定違反として、犯則調査に着手できる。
- ③ 関税法上の重い罰則が科されることとなる。

##### 【改正概要】

医薬品医療機器等法に規定する指定薬物（医療等の用途に供するものを除く。）を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加することとしました。

## (ii) 減税制度の対象拡充

幼稚園・保育所等において使用する給食用脱脂粉乳については、発育途上にある生徒・児童等の心身の健全な発達等を図るとの趣旨から、関税の減税措置が採られています。

平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度が導入されることとなり、幼稚園・保育所等に係る制度が改正されることとなりました。新制度においては、現行制度下では保育所として認可されていない小規模保育事業等が、法律上に位置づけられることとなります。

これに伴い、子ども・子育て支援新制度の目的及び小規模保育事業等の認可基準、並びに発育途上にある生徒・児童等の心身の健全な発育等を図るとの脱脂粉乳の関税減税措置の趣旨に鑑み、平成27年度改正において、関税暫定措置法に規定される同措置の対象を拡充する措置を講じることとしたものです。

### 【改正概要】

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園・保育所等が給食用に使用する脱脂粉乳に対する関税減税措置の対象に小規模保育事業等を追加することとしました。

## (iii) 納税環境の整備（無申告加算税の不適用期限延長）

国税通則法では、内国税の無申告加算税について、納税者が納付すべき税額の全額を納付済であるにもかかわらず申告書の提出を失念し、納税申告書の提出がその提出期限（法定申告期限）後となつた場合であっても、当該納税者が過去一定の期間に無申告加算税ないし重加算税が課されたことがなく、かつ、無申告加算税の不適用制度の適用を受けていないときには、法定申告期限から2週間を経過する日までに当該申告書を提出した場合に限り、無申告加算税を課さないとする制度（無申告加算税の不適用制度）が導入されています。

関税の場合、通常は輸入申告書により納税申告を行うことになっており、その申告書が提出されない限り貨物の輸入が許可されないため、「期限後申告」という状態が発生し得ません。ただし、例外的に、いわゆるAE0制度（用語集P245参照）の適用が認められた者については、貨物の輸入申告後に納税申告（特例申告）・納付を行うことが認められることから、特例申告書の提出がその提出期限後となる場面が発生しえます。このため、関税法上、AE0制度に基づく期限後特例申告書が提出された場合について、国税通則法と同様の無申告加算税の不適用制度が導入されています。

国税通則法に基づく内国税の無申告加算税の不適用期間を2週間から1月に延長する改正が検討されていたところ、同法が改正される場合には関税法においても同様の改正を行うこととしたものです。

### 【改正概要】

関税の無申告加算税の不適用制度に係る期限を国税通則法の改正に合わせ、2週間から1月に延長することとしました。

### ○ 政5-1-2:特殊関税制度の適正な運用

特殊関税制度（用語集P243参照）は、特別な事情がある場合に通常の関税のほかに割増関税を賦課する制度で、WTO（用語集P248参照）協定上の利益を守り、その目的を達成するための「報復関税」、不当廉売された輸入貨物に対する「不当廉売関税」（用語集P244参照）、外国政府による補助金付きの輸入貨物に対する「相殺関税」、予期しなかつた輸入の増加に対処するための「緊急関税」があります。

平成26年度における特殊関税の課税の状況等は以下のとおりとなっています。

#### (1) 米国バーク修正条項に対する報復関税

バーク修正条項（1930年関税法を修正する条項）は、不当廉売関税及び相殺関税により米国政府が得た税収を不当廉売又は補助金による被害を申し立てた国内企業等に対して分配する法律で、不当廉売関税等の賦課及び税収の分配により二重の利益を与え、また、不当廉売関税等の賦課の提訴を助長する性質を持つとして、平成15年1月にWTO協定違反が確定しました。それを受け、我が国は平成16年11月、本条項に基づく分配に対して対抗措置をとることについてWTOの承認を受け、平成17年9月1日、米国から輸入される玉軸受等15品目（ベアリング、鉄鋼製品等）につき、直近年の分配額に基づき税率15%の報復関税（適用期間1年）を発動しました。その後も依然としてWTO協定違反の状態が継続していることから、平成18年以降、毎年、対抗措置を1年ずつ延長してきました。平成26年においては、米国が発表した2013財政年度の日本からの輸入に関する本修正条項に基づく分配額がきわめて少額であったことから措置を延長せず、9月1日以降は、報復関税を課さないこととしました。

#### (2) 中国産トルエンジイソシアナートに対する不当廉売関税調査

平成25年12月17日に本邦産業から財務大臣に対し、中国産トルエンジイソシアナート（主に自動車座席等に使用されるポリウレタンフォームの原料として使用）に対する不当廉売関税の課税申請書が提出されました。当該申請について、WTO協定及び国内関係法令に照らして検討を行った結果、調査を行うに足る十分な証拠を備えたものであると認められたため、平成26年2月14日、不当廉売関税の課税に関する調査を開始しました。調査においては、WTO協定及び国内関係法令に則り、利害関係者からの証拠の提出、意見の表明等の機会を設け、中国の供給者等に対する質問状の送付等による客観的な証拠の収集等を行い、当該証拠に基づき検討した結果、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたため、平成26年12月25日から平成27年4月24日までを課税期間として、暫定的な不当廉売関税を課すこととしました。